

第25回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年11月25日（月） 午前10時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番	黒田 暢	委員	2番	大川 里美	委員	3番	志田 敏朗	委員
4番	恩田 明雄	委員	5番	五十嵐 晃樹	委員	7番	石栗 聡	委員
8番	齋藤 学	委員	9番	齋藤 茂	委員	10番	庄司 正廣	委員

農地利用最適化推進委員

大沼 隆一 推進委員 松田 潤 推進委員 菅原 義弘 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

6番 齋藤 俊介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 議案第60号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第61号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第62号	農用地利用集積計画の決定について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局長	須藤 輝一
	事務局長補佐	渋谷 淳
	総務係長	渡部 涼子
	会計年度職員	高橋 加奈

議 長 ただ今より、第25回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(10:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、3番 志田 敏朗 委員、7番 石栗 聡 委員の2名を指名いたします
これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第1号 ≫
議 長 以上で日程第1の報告を終わります。
次に、日程第2 議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第60号 ≫
議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)(賛成8名、反対0名)
挙手全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第3 議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第61号 ≫
議 長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
4番 恩田 明雄 委員、登壇願います。

4 番 11月8日、事務局より渡部係長、齋藤茂委員、齋藤学委員、そして私、4名で実査を行っております。本件は先程説明ありました通り、東北電力の鉄塔に張られた電線の張替のための一時転用の申請であります。被害防除計画等に記載されております内容と現状について確認した結果、いずれの箇所も隣接耕地への日照、通風、耕作等への影響もございませんし、用排水路、それから農道への影響も懸念するには至らないものと認めました。協議の結果一時転用は許可相当と判断致しましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。

本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたします。

次に、日程第 4 議案第 6 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第 6 2 号 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 8 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

(1 0 : 4 3)

再開します。

(1 0 : 4 5)

以上をもちまして、第 2 5 回三川町農業委員会総会を閉会します。

(1 0 : 4 5)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 7 番